

# 愛知県広域での子どもの定期予防接種について

田原市外の医療機関で定期予防接種を希望される場合、愛知県内の接種協力医療機関で予防接種を受けることができます。

## ● 対象者

田原市に住民登録があり、次の条件に該当するお子さん

- (1) 田原市外にかかりつけ医がいるお子さん
- (2) 長期に入院治療を要し、田原市内で予防接種が困難なお子さん
- (3) 里帰り出産などのために田原市外で予防接種を希望するお子さん



## ● 対象となる予防接種

(申請年度内に接種可能な予防接種が対象です)

ヒブ、小児用肺炎球菌、ロタウイルス、B型肝炎、4種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、BCG、水痘（水ぼうそう）、MR（麻しん・風しん混合）、麻しん、風しん、日本脳炎、2種混合（ジフテリア・破傷風）、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）、不活化ポリオ、3種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）

## ● 接種協力医療機関（申請前に必ずご確認ください）

田原市役所ホームページ内「接種協力医療機関一覧」をご参照ください。

\* 申請する前に、希望する医療機関へ接種することの理解をとっておいてください。

## ● 申請方法（接種前に必ずお手続きください）

- (1) 健康課窓口またはホームページにて愛知県広域予防接種申請書<sup>1</sup>を入手し、健康課へご提出ください。  
【申請時必要なもの】母子健康手帳（予防接種の履歴を確認させていただきます）
- (2) ご提出いただいた書類をもとに田原市役所で審査のうえ、後日、A類疾病広域予防接種連絡票を送付いたします。（1～2週間ほどかかります。）

## ● 接種方法

A類疾病広域予防接種連絡票が届きましたら、接種協力医療機関へ事前に予約してください。

医療機関に下記の書類を提出して予防接種を受けてください。

- 【必要書類】
- A類疾病広域予防接種連絡票
  - 田原市の予防接種予診票
  - 母子健康手帳
  - 乳幼児医療受給者証などお子さんの住所の確認ができるもの



## ● 注意事項

- (1) 接種協力医療機関以外では接種できません。
- (2) 必要書類がないと予防接種はできませんのでご注意ください。
- (3) A類疾病広域予防接種連絡票に記載されている有効期限内に接種できなかった場合は、再度申請が必要となります。
- (4) A類疾病広域予防接種連絡票に記載のない予防接種を更に希望する場合は、再度申請が必要となります。
- (5) 田原市に住民票があるお子さんに限り、A類疾病広域予防接種連絡票と田原市の予診票を使用できます。市外に転出された場合は無効となりますので、転入先の市町村にお尋ねください。

### お問い合わせ・申請窓口

田原市役所 健康課 (電話) 23-3515  
あつみライフランド 健康課 (電話) 33-0386